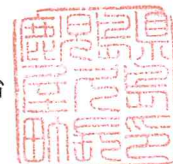


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 27 年 10 月 14 日

屋久島町長 荒木 耕治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
麦生集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）  
平成 27 年 9 月 29 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
6 経営体  
法人            1 経営体  
個人            28 経営体  
集落営農        0 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
個人で借り手を見つけられない場合は農地中間管理機構を活用する。
6. 地域農業の将来のあり方  
農地の流動化推進や、改植・優良品種導入等により、果樹園の維持に努める。また基盤整備後の田畑に不耕作地が無いよう、作物の選定等農業生産の活性化を進める。